

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成23年12月末・速報）

目 次

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員	1
表1-2 庁別の新受人員	2

表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員	3
表2-2 庁別の終局人員	4

表3 選任手続の概況	5
------------	---

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
------------------------------	---

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）	6
---	---

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
-------------------------------------	---

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
-----------------------	---

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数	7
------------------------------	---

表9 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	7
--	---

表10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	8
----------------------------------	---

表11 審理期間

表11-1 審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）	8
--	---

表11-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布（自白否認別）	8
--	---

表12 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	9
----------------------------------	---

表13 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	10
------------------------------------	----

表 1 新受人員

表 1－1 罪名別の新受人員

総数	4,780
強盗致傷	1,174
殺人	988
現住建造物等放火	443
覚せい剤取締法違反	416
傷害致死	378
(準)強姦致死傷	336
(準)強制わいせつ致死傷	270
強盗強姦	242
強盗致死(強盗殺人)	133
偽造通貨行使	123
通貨偽造	53
危険運転致死	50
逮捕監禁致死	43
集団(準)強姦致死傷	33
保護責任者遺棄致死	28
銃砲刀剣類所持等取締法違反	21
組織的犯罪処罰法違反	11
麻薬特例法違反	9
爆発物取締罰則違反	6
麻薬及び向精神薬取締法違反	5
身代金拐取	3
その他	15

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 7 速報値である。

表 1－2 庁別の新受人員

総数	4,780
東京地裁本庁	425
東京地裁立川支部	176
横浜地裁本庁	226
横浜地裁小田原支部	42
さいたま地裁本庁	226
千葉地裁本庁	519
水戸地裁本庁	107
宇都宮地裁本庁	72
前橋地裁本庁	74
静岡地裁本庁	26
静岡地裁沼津支部	57
静岡地裁浜松支部	26
甲府地裁本庁	36
長野地裁本庁	38
長野地裁松本支部	23
新潟地裁本庁	54
大阪地裁本庁	399
大阪地裁堺支部	142
京都地裁本庁	84
神戸地裁本庁	129
神戸地裁姫路支部	40
奈良地裁本庁	29
大津地裁本庁	57
和歌山地裁本庁	40
名古屋地裁本庁	244
名古屋地裁岡崎支部	66
津地裁本庁	39
岐阜地裁本庁	67
福井地裁本庁	20
金沢地裁本庁	29
富山地裁本庁	19

広島地裁本庁	90
山口地裁本庁	25
岡山地裁本庁	87
鳥取地裁本庁	13
松江地裁本庁	8
福岡地裁本庁	170
福岡地裁小倉支部	44
佐賀地裁本庁	21
長崎地裁本庁	28
大分地裁本庁	36
熊本地裁本庁	52
鹿児島地裁本庁	63
宮崎地裁本庁	28
那覇地裁本庁	49
仙台地裁本庁	77
福島地裁本庁	25
福島地裁郡山支部	49
山形地裁本庁	26
盛岡地裁本庁	15
秋田地裁本庁	12
青森地裁本庁	47
札幌地裁本庁	98
函館地裁本庁	17
旭川地裁本庁	20
釧路地裁本庁	21
高松地裁本庁	52
徳島地裁本庁	19
高知地裁本庁	26
松山地裁本庁	28
その他	3

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。
 3 速報値である。

表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	3,249	3,153	7	12	1	76
強盗致傷	775	753	-	1	1	20
殺人	740	723	2	2	-	13
現住建造物等放火	299	290	3	-	-	6
覚せい剤取締法違反	299	285	-	6	-	8
傷害致死	258	251	-	2	-	5
(準)強姦致死傷	187	177	-	-	-	10
(準)強制わいせつ致死傷	160	158	1	-	-	1
強盗強姦	106	96	-	-	-	10
強盗致死(強盗殺人)	96	94	-	1	-	1
麻薬特例法違反	75	75	-	-	-	-
偽造通貨行使	64	64	-	-	-	-
危険運転致死	37	37	-	-	-	-
逮捕監禁致死	37	37	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	20	20	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	17	17	-	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法違反	15	15	-	-	-	-
傷害	12	12	-	-	-	-
通貨偽造	11	10	-	-	-	1
強盗	10	10	-	-	-	-
(準)強姦	5	5	-	-	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-
窃盗	3	2	1	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	3	3	-	-	-	-
非現住建造物等放火	1	1	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

8 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

10 速報値である。

表 2-2 庁別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	3,249	3,153	7	12	1	76
東京地裁本庁	283	275	1	3	1	3
東京地裁立川支部	98	89	1	-	-	8
横浜地裁本庁	152	144	-	-	-	8
横浜地裁小田原支部	26	23	-	-	-	3
さいたま地裁本庁	152	152	-	-	-	-
千葉地裁本庁	359	347	-	3	-	9
水戸地裁本庁	74	74	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	53	52	-	-	-	1
前橋地裁本庁	54	54	-	-	-	-
静岡地裁本庁	17	17	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	29	27	-	-	-	2
静岡地裁浜松支部	14	13	-	1	-	-
甲府地裁本庁	23	23	-	-	-	-
長野地裁本庁	26	25	-	-	-	1
長野地裁松本支部	19	18	-	-	-	1
新潟地裁本庁	31	31	-	-	-	-
大阪地裁本庁	251	248	-	2	-	1
大阪地裁堺支部	80	77	1	-	-	2
京都地裁本庁	60	58	-	-	-	2
神戸地裁本庁	95	93	-	1	-	1
神戸地裁姫路支部	34	34	-	-	-	-
奈良地裁本庁	22	22	-	-	-	-
大津地裁本庁	36	36	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	31	30	-	-	-	1
名古屋地裁本庁	155	147	-	-	-	8
名古屋地裁岡崎支部	40	39	-	-	-	1
津地裁本庁	28	28	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	48	47	-	-	-	1
福井地裁本庁	12	12	-	-	-	-
金沢地裁本庁	19	19	-	-	-	-
富山地裁本庁	12	12	-	-	-	-
広島地裁本庁	62	62	-	-	-	-
山口地裁本庁	18	18	-	-	-	-
岡山地裁本庁	48	48	-	-	-	-
鳥取地裁本庁	8	8	-	-	-	-
松江地裁本庁	6	6	-	-	-	-
福岡地裁本庁	125	122	1	-	-	2
福岡地裁小倉支部	36	36	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	16	16	-	-	-	-
長崎地裁本庁	22	20	1	-	-	1
大分地裁本庁	29	28	-	-	-	1
熊本地裁本庁	32	32	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	49	48	-	1	-	-
宮崎地裁本庁	19	19	-	-	-	-
那覇地裁本庁	44	42	1	-	-	1
仙台地裁本庁	52	49	1	1	-	1
福島地裁本庁	21	21	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	45	38	-	-	-	7
山形地裁本庁	20	19	-	-	-	1
盛岡地裁本庁	10	9	-	-	-	1
秋田地裁本庁	8	8	-	-	-	-
青森地裁本庁	34	34	-	-	-	-
札幌地裁本庁	76	75	-	-	-	1
函館地裁本庁	12	11	-	-	-	1
旭川地裁本庁	14	14	-	-	-	-
釧路地裁本庁	14	14	-	-	-	-
高松地裁本庁	32	31	-	-	-	1
徳島地裁本庁	17	17	-	-	-	-
高知地裁本庁	20	19	-	-	-	1
松山地裁本庁	24	23	-	-	-	1
その他	3	-	-	-	-	3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
3 庁名の「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
5 速報値である。

表3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	271,748
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	97,987
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	152,020
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	55.9

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数
選定された裁判員候補者の総数	271,748 [85.6]	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	73,781 [23.3]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	197,967 [62.4]	呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)	75,108 [23.7]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	97,987 [30.9]		
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d))	79.8		

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [] は、総数を判決人員（3, 173人）で除した平均値である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 5 速報値である。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳(選任手続期日の前と当日別)

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により 呼び出さない 措置がされた 裁判員候補者	辞退により 呼出取消しが された裁判員 候補者	
判決人員	3,173			
選定された裁判員候補者の総数	271,748			
辞退が認められた裁判員候補者の総数	152,020	72,396	67,551	12,073
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	55,133	50,257	4,699	177
疾病傷害	22,308	13,206	8,099	1,003
介護養育	15,220	2,500	11,657	1,063
事業における重要用務	36,283	3,522	27,295	5,466
社会生活上の重要用務	2,856	282	1,971	603
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	2,178	698	1,418	62
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	1,696	190	1,307	199
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	1,107	85	809	213
辞退政令4号(出産等への立会い等)	229	28	186	15
辞退政令5号(遠隔地)	3,400	405	2,946	49
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	11,610	1,223	7,164	3,223

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)。
2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み, 裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
3 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」のうち, 制度施行から平成22年までの人数には,
(1)欠格事由, 就職禁止事由に該当するとして, 呼び出さない措置がされたもの, (2)転居先不明等により
裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
4 速報値である。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	3,173
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	72,140
理由あり不選任(法34条4項)	269
辞退による不選任(法34条7項)	12,073
理由なし不選任(法36条)	12,132
くじ等による不選任(法37条3項)	47,656
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)。
2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み, 裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
3 「質問なし不選任」とは, (1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で, その順序に従って質問手続を行い, 必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る, いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により, 質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。
4 速報値である。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	3,003
選任された裁判員の数	18,326
選任された補充裁判員の数	6,401

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員及び補充裁判員数は、刑事局への個別報告による実人員である。
 4 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 5 概数である。

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数

終局 件数	職 務 従 事 日 数						平均職務 従事日数
	2日	3日	4日	5日	10日 以内	10日を超 える	
3,003	32	839	1,045	492	537	58	4.6 日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含まない。
 4 概数である。

表9 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

	判決 人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間											平均公判 前整理手 続期間
		1月 以内	2月 以内	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	7月 以内	8月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	3,158	8	166	456	570	490	370	284	221	151	273	169	5.6 月
自白	1,957	6	146	395	432	340	238	163	94	42	70	31	4.8 月
否認	1,201	2	20	61	138	150	132	121	127	109	203	138	7.0 月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表 10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決 人員	開 廷 回 数						平均開廷 回数
		1回	2回	3回	4回	5回	6回 以上	
総数	3,173	-	82	1,384	1,034	363	310	3.9 回
自白	1,971	-	77	1,142	573	122	57	3.5 回
否認	1,202	-	5	242	461	241	253	4.7 回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表 11 審理期間

表 11-1 審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）

	判決 人員	審 理 期 間							平均審理 期間
		3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	3,173	18	194	435	530	1,121	500	375	8.4 月
自白	1,971	18	175	359	398	715	213	93	7.2 月
否認	1,202	-	19	76	132	406	287	282	10.3 月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 4 速報値である。

表 11-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決 人員	実 審 理 期 間								
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	20日 以内	1月 以内	6月 以内	6月を 超える
総数	3,173	56	953	794	324	764	173	24	33	52
自白	1,971	54	857	554	154	284	18	3	15	32
否認	1,202	2	96	240	170	480	155	21	18	20

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 実審理期間が1月を超える枠内の85人については、区分審理を行ったもの及び裁判員裁判対象事件以外の事件について第1回公判を開いた後、裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものなどが含まれる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表 1 2 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決 人員	評 議 時 間							平均評議 時間
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分を 超える	
総数	3,173	188	658	865	607	365	180	310	528.3 分
自白	1,971	171	520	634	361	162	59	64	448.6 分
否認	1,202	17	138	231	246	203	121	246	659.0 分

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
5 速報値である。

表 1 3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分																控訴人員	控訴率（％）	
		有罪													罰金	無罪	家裁へ移送			その他
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役															
					役															
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下								
実刑	執行猶予	うち保護観察																		
総数	3,249	3,160	12	60	31	52	142	333	634	645	555	182	513	287	1	12	1	76	1,064	33.5
強盗致傷	775	753	-	-	-	2	10	46	164	216	193	27	95	68	-	1	1	20	246	32.6
殺人	740	725	4	18	9	21	87	126	85	104	83	46	142	61	-	2	-	13	241	33.1
現住建造物等放火	299	293	-	-	1	-	2	7	17	38	78	41	109	74	-	-	-	6	59	20.1
覚せい剤取締法違反	299	285	-	-	-	-	9	42	154	65	7	6	2	2	-	6	-	8	146	50.2
傷害致死	258	251	-	-	-	4	-	21	65	70	49	14	28	7	-	2	-	5	80	31.6
（準）強姦致死傷	187	177	-	-	4	4	9	18	47	56	29	4	6	4	-	-	-	10	67	37.9
（準）強制わいせつ致死傷	160	159	-	-	-	-	-	4	9	19	43	21	63	44	-	-	-	1	29	18.2
強盗強姦	106	96	-	2	8	6	11	31	30	7	1	-	-	-	-	-	-	10	43	44.8
強盗致死（強盗殺人）	96	94	8	39	9	12	8	8	8	2	-	-	-	-	-	1	-	1	62	65.3
麻薬特例法違反	75	75	-	-	-	-	1	11	22	27	13	1	-	-	-	-	-	-	26	34.7
偽造通貨行使	64	64	-	-	-	-	-	-	-	1	19	5	39	12	-	-	-	-	5	7.8
危険運転致死	37	37	-	-	-	1	-	4	9	14	4	5	-	-	-	-	-	-	17	45.9
逮捕監禁致死	37	37	-	-	-	-	-	2	8	6	10	1	10	2	-	-	-	-	14	37.8
集団（準）強姦致死傷	20	20	-	1	-	2	2	2	6	3	-	1	3	3	-	-	-	-	9	45.0
保護責任者遺棄致死	17	17	-	-	-	-	-	1	3	2	4	3	4	3	-	-	-	-	5	29.4
銃砲刀剣類所持等取締法違反	15	15	-	-	-	-	-	3	2	6	4	-	-	-	-	-	-	-	4	26.7
傷害	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	5	2	-	-	-	-	1	8.3
通貨偽造	11	10	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	3	2	-	-	-	1	2	20.0
強盗	10	10	-	-	-	-	1	1	1	2	5	-	-	-	-	-	-	-	1	10.0
（準）強姦	5	5	-	-	-	-	-	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-	-	-	-	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	60.0
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	50.0
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窃盗	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	33.3
組織的犯罪処罰法違反	3	3	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非現住建造物等放火	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（準）強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法５５条による家裁移送を除く。）等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 禁錮刑の終局人員はない。

7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

9 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

10 裁判員法３条１項の除外決定があったものを除く。

11 速報値である。